

「教職教育研究」の概要

【タイトル】「日本獣医生命科学大学 教職教育研究」とする。

【発行】2023年度より年1回発行。

【原稿の種類】

論文：教職教育（教職課程の開講科目等）に関するオリジナルの研究論文。30ページ以内。

実践報告：授業実践、教材・教具の開発等の教育実践活動に関する報告。30ページ以内。

その他：教職課程における活動報告、教職に関わる研修会・講演会等の報告、資料紹介、書評、学生の活動報告等。5ページ以内。

【編集委員会】編集委員会を設置する。委員は3名とし、委員長を1名選出。

【査読】査読なし。編集委員会が原稿の形式および倫理的問題の有無について審査する。

【投稿資格】教職課程関連科目（教職及び教科に関する科目・その他の科目）を担当する教員（非常勤講師を含む）、および教職に就いている本学卒業生が筆頭著者もしくは責任著者として投稿可能。

【編集】原稿はテンプレート（Wordファイル）を用い、著者自身が編集を行う。文科省の審査を考えると、タイトルに授業名もしくはコアカリの用語を含めておくことが望ましい。

【公開】ホームページ上でPDFファイルを公開する（紙媒体での発行なし）。編集委員会による審査が終了した時点で、随時公開していく（原稿ごとに別ファイルとして公開する）。HPのPDFファイルがある程度まとまった時点でリポジトリにて公開（同時に大学HPからは削除）する、その後、刊行物にて発刊する。

「教職教育研究」投稿要領

(目的)

教職教育に関する研究成果や実践活動についての情報を蓄積し、内外に発信することにより、教職教育の充実に寄与することを目的とする。

(原稿の種類)

本誌には以下の種類の原稿を掲載する。原稿は未発表のものに限る。

- 1) 論文：教職教育（教職課程の開講科目等）に関するオリジナルの研究論文。
- 2) 実践報告：授業実践、教材・教具の開発等の実践活動に関する報告。
- 3) その他：教職課程における活動報告、教職に関わる研修会・講演会等の報告、資料紹介、書評、学生の活動報告等。

(発行頻度)

本誌は、原則として年1回発行する。

(編集委員会)

編集委員会は教職委員会委員3名が担当し、その内1名を編集委員長に選出する。

(審査方法)

本誌においては、編集委員会が原稿の種類、原稿の様式および倫理的問題の有無等について審査を行い、掲載の可否を決定する。

(投稿資格)

教職課程関連科目（教職及び教科に関する科目・その他の科目）を担当する教員（非常勤講師を含む）、および教職に就いている本学卒業生が、筆頭著者もしくは責任著者として投稿可能である。ただし、編集委員会が認めた場合は、この限りではない。

(公開)

本誌に掲載する論文等は、教職課程のホームページ上で公開する。編集委員会の審査終了後に随時公開することとする。

(原稿の様式と投稿方法)

原稿の様式と投稿方法は、以下の指定に従うこととする。

- 1) 原稿は和文または英文の原稿とする。
- 2) 原稿執筆の際には編集委員会が提供するテンプレート（Word ファイル）を用い、その書式に従って作成する。

- 3) 原稿は MS Word 形式および PDF 形式で保存した 2 つのファイルを編集委員長宛の E メールに添付して提出する。
- 4) 原稿は、原則として図・表・抄録・文献を含めて 1 篇につき論文 30 ページ以内、実践報告 30 ページ以内、その他 5 ページ以内とする。
- 5) 論文には、要約（和文 400 字以内、英文 300 語以内）を記し、その末尾に 3 語以内のキーワードをつける。
- 6) 文献や脚注は著者の専門分野の慣例に従うものとし、共通の規則は定めない。
- 7) 編集委員会の審査後は、原稿の書き換えを認めない。
- 8) 英文については、しかるべき校閲を受けてから提出する。なお、編集委員会で校閲を必要と認めた場合には、校閲料は筆者負担で校閲を行う。
- 9) 原稿タイトルに授業名もしくは授業内容に関わる用語を入れることを推奨する。

（倫理的問題）

倫理的問題が生じていないか以下の点について確認を行う。

- 1) 研究を行うにあたり倫理委員会の承認を得ているか、もしくは倫理審査が必要ないとみなせるか
- 2) ヒトを対象とした研究の場合、研究参加者からインフォームド・コンセント（もしくは代替手段による承認）を得ているか
- 3) 動物を対象とした研究の場合、動物福祉（3R の原則、5 つの自由等）に配慮されているか
- 4) 著作権等が侵害されていないか（他の文献から引用した場合には出典が明記されているか）
- 5) 個人情報保護されているか
- 6) 利益相反の有無について明記されているか
- 7) 差別用語や不適切な表現が含まれていないか

（著作権）

著作権は著者に属し、出版権は教職課程委員会に属する。掲載された論文等の内容についての責任は著者が負うものとする。

（要領の変更）

この要領の改廃は、教職委員会の承認を必要とする。